# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
14	小城市	福祉手当三種に関する事務	基礎項目評価書			

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、福祉手当三種に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、 もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣 言する。

特記事項

・小城市は、「福祉手当三種に関する事務」を行うために「福祉手当三種システム」を使用している。 ・福祉手当三種システムに係る運用管理業務を外部に委託しているが、不正入手・不正使用対策と して「受託業務取扱に係る自己評価シート」の提出を求め、情報セキュリティ遵守状況を確認してい る。

・福祉手当三種事務の一部を外部委託しているが、「業務マニュアル」及び「業務責任者等報告書」

#### 評価実施機関名

佐賀県小城市長

#### 公表日

令和7年4月9日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

1 闵廷间和					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	福祉手当三種に関する事務				
②事務の概要	市は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条、第26条の2及び第97条の規定により、重度の障がい状態にあるため日常生活で常時特別の介護を必要とする障がい者・児に対し特別障害児手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の支給を行う。特別障害者手当は、市の管理の属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し支給する手当である。特別障害者とは、20歳以上であって政令で定める程度の著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。障害児福祉手当は、市の管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し支給する手当である。重度障害児とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。経過的福祉手当は、昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者に支給する手当である。市は、特別障害者手当、障害児福祉手当(以下「特別障害者手当等」という。)の認定に際して対象者からの申請書を受け付け、登録を行う。特別障害者手当等の認定の場合は、手当額が受給者の所得に				
③システムの名称	福祉手当3種システム、統合宛名システム、中間サーバシステム				
2. 特定個人情報ファイル	· 名				
1. 受給者情報ファイル 2. 受	給者所得情報ファイル 3. 配偶者義務者所得情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表 67の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第38条				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92、93の項 【提供の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	高齢障がい支援課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求				
請求先	高齢障がい支援課				

0. 特定個人情報ノバルのAXXVでは対する向日と					
連絡先 高齢障がい支援課 TEL(0952-37-6108)					
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した				
適用した理由					

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[ 1,000人未満(任意実施) ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和7	/年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		令和7年1月1日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを選	<b>証じた提供を除く。)</b> [	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得	身の徹底や、必	ず複数人での確認を行っている。			

9. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[ O ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク	、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 て不正に使用されるリスクへの対策 にな使用等のリスクへの対策 行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) クシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 クシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 にい・滅失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	<選択肢>
判断の根拠	アクセス権限の管理を行ってい	ะเงล.

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	担当部署の変更	福祉課	高齢障がい支援課	事後	
平成27年4月1日	担当部署 所属長の変更	福祉課長 水田正秀	高齢障がい支援課長 小柳祥康	事後	
平成29年6月12日	評価書名の変更	小城市 福祉手当三種システム 基礎項目評価 書	小城市 福祉手当三種に関する事務 基礎項 目評価書	事前	
平成29年6月12日		特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福 祉手当の受給資格者の管理	福祉手当三種に関する事務	事前	
平成29年6月12日	1③システムの名称の追加		統合宛名システム	事前	
令和2年8月3日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月3日	2. 取扱者数 いつ時点の計数 か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
	8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和2年8月3日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言の変更	福祉手当三種システム	福祉手当三種に関する事務	事後	
令和2年8月3日	利益の保護の宣言の変更 個人のブライバシー等の権利 利益の保護の宣言の変更	取扱	取扱い	事後	
令和2年8月3日	3.個人番号の利用		(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	
令和2年8月3日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(照会の根拠)行政手続における特定の個人を	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和5年3月6日	4.情報共有ネットワークシステ	【照会の根拠】	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するた	事後	法改正による修正
令和7年4月9日	1. 対象人数 いつ時点の計数	令和2年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年4月9日	2. 取扱者数 いつ時点の計数 か	令和2年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年4月9日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	
令和7年4月9日	3.個人番号の利用	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の	(2)行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和7年4月9日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【照会の根拠】	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するた	事後	